

議員全員協議会會議録

令和元年 8 月 23 日

宮古市議会

令和元年8月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(8月23日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
協議事項（1）	3
閉 会	20

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時 令和元年8月23日（金曜日）午前10時
場 所 議事堂 委員会室

事 件

〔協議事項〕

（1）宮古市総合計画について

出席議員（22名）

1番	白	石	雅	一	君	2番	木	村	誠	君		
3番	西	村	昭	二	君	4番	畠	山	茂	君		
5番	小	島	直	也	君	6番	鳥	居	晋	君		
7番	熊	坂	伸	子	君	8番	佐々木	清	明	君		
9番	橋	本	久	夫	君	10番	伊	藤	清	君		
11番	佐々木	重	勝	君	12番	高	橋	秀	正	君		
13番	坂	本	悦	夫	君	14番	長	門	孝	則	君	
15番	竹	花	邦	彥	君	16番	落	合	久	三	君	
17番	松	本	尚	美	君	18番	加	藤	俊	郎	君	
19番	藤	原	光	昭	君	20番	田	中	尚	君		
21番	工	藤	小	百	合	君	22番	古	館	章	秀	君

欠席議員（0名）

なし

議会事務局出席者

事務局長	菊地俊二	次長	松橋かおる
主査	前川克寿		

開 会

午前11時28分 開会

○議長（古館章秀君） 定刻より若干早いわけですが、全員そろいましたので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。ただいままでの出席は22名でございます。会議は成立しております。



協議事項（1） 宮古市総合計画について

○議長（古館章秀君） それでは次第に従いまして会議を進めてまいりますが、その前に、お手元の資料の確認をいたします。事務局よりお願ひいたします。前川主査。

○事務局主査（前川克寿君） おはようございます。

それでは会議の前に資料の確認だけさせていただきたいと思います。お手元には3種類、資料がわたっていると思いますが、順番にいきますと、A4の資料で次第がます1枚配付になっていると思います。そして二つ目ですが、こちらもA4、1枚のもので総合計画（基本計画）に関する会派検討結果一覧表というものが出てございます。最後にA4のホチキスどめの複数枚の資料で、会派ごとの検討結果のものが配付されてございます。

こちらのA4、1枚ものの一覧表と各会派の検討の関係ですけれども、こちらの各会派から出されました資料を、できる限り生のままといいますか、手書きのものは文字打ちにして、そのまま出したのがホッチキスでとめてある、各会派の名前が書いてある「検討課題に関する検討」の資料でございます。もとの資料というか、正確な引用ということでは、ホッチキスでとめてあった方を参照していただきたいのですが、これですと複数ページにわたりページ間の移動もちょっと大変だということで、検討の参考にしていただきたいということで、1枚の一覧表というものを、こちらは事務局の方で作成して補助の資料ということでおつけしました。

一覧表のほうですけれども、各課題に関してのマルバツというものがついております。あるいはマルとかバツとかで、そういう態度の表明がなじまないかなど読み取れたものに関してはサンカクということで、文字で補助の情報もつけておりますので、こちらの一覧表と、各会派から出していただいた資料を参考にしながら、本日の協議をお願いしたいと思います。

事務局からの資料の確認は以上になります。

○議長（古館章秀君） 資料の確認が終わりました。

それでは協議に入る前に、前回までの全員協議会の結果を簡単に振り返りながら、本日の会議の目的を確認し、共有したいと思います。前回6月7日に開催した全員協議会では、宮古市総合計画についてとして協議を行いました。主な論点は二つで、一つ目が特別委員会の設置の可否、二つ目が宮古市総合計画の基本計画を議決事件とすることについての可否でした。

前回の会議冒頭、議会運営委員会での結論の報告を求めましたが、議運の結論は前者については設置の必要なし。後者については、議決事件とするべきというものでした。これを踏まえ、議員間討議を行いましたが、立場の異なるさまざまな意見が出されましたものの、この日は意見の一致を見ることができませんでした。

しかし、会議の最後に、本件への意見や相違や、懸念される点について会派で持ち帰り検討し、それを持ち寄って協議する場を再度設定してはどうかという意見が出されました。よって、もう一度だけ各会派で話し合い、議員間で意見の分かれた事項について検討していただきましたので、それをもって意見集約に臨もうというのが、本日の全員協議会の目的であります。

また、この点も前提として皆様に共有していただきたいのですが、本件については時間的余裕がなく、全議

員の意見の一致を見るまで、何度も協議を行うというわけにもいきません。意見集約の成否にかかわらず、本日の協議の中で一定の方針・方向性は示さなければならないと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、活発で忌憚のない討議と、進行への御協力を、なにとぞお願ひ申し上げます。

さて、ここまで整理及び前提共有について皆様よろしいでしょうか。御意見等が何もなければ協議に移りたいと思います。

[発言なし]

○議長（古館章秀君） ないようでございますので、協議に移ります。

皆様のお手元に各会派から提出していただきました意見をまとめたものを資料として配付してございます。資料も参照いただきながら、まずは、会派代表者からおののおのの意見を簡単に述べていただき、その後に、自由討議で議会としての方針・方向性を協議していきたいと思います。

まずは特別委員会の設置について協議を行いたいと思います。

会派代表、最初にこれは会派届け出順で、代表から説明をお願いしたいと思います。初めに公明党、小嶋議員。お願ひいたします。

○5番（小島直也君） はい。おはようございます。

特別委員会の設置については、ここに書いてあるとおり、私としてはまだ5年の経験では、余り大きく取り上げるような問題はなかったっていうことを書いておきましたけれども。

その優位性の検討も、必ずしもそうは思わないっていうことを書いておきましたが、今までの5年間の経験上、常任委員会中心としたこのような活動で、議会と市当局とのやりとりに大きな問題はなかったような気がします。

この基本計画っていいですか、総合計画におきましても、大きく問題があつて、議論、激しくやり合つたっていう経験も余りなかったような気がしましたので、このような簡単な考え方で記入させていただきました。以上です。

○議長（古館章秀君） それでは、次に復興を考える会、お願ひいたします。

高橋委員。

○12番（高橋秀正君） 特別委員会の設置についてということなんですが、全員協議会っていうか、なんですが、全員協議会の場で論点を集約し発言の機会があるので、現状のままでよいと考えておるということあります。

そして優位性の検討なんですが、総合計画は、当局がつくり上げたもので、作成の段階は、それはされているものと認識しております。全協の場で協議すればよいと。何か、調査研修ができるものということで、ここはバツにいたしました。以上です。

○議長（古館章秀君） はい。次に、無所属クラブ長門議員。

○14番（長門孝則君） 特別委員会の設置については、結論的にはやっぱり設置すべきだということでございます。

それから従来の手法の点検で、意見集約に問題点や課題がなかったかということについては、意見集約の件については課題があるのではないかと。やはり検証をしていくべきだと、そういうことでございます。

それから今回のような総合計画のように非常に重要な案件なり、あるいは二つ以上の常任委員会にまたがるような事案については、やはり特別委員会を設置して協議すべきだということでございます。

それから優位性の検討でございますが、この優位性については、特別委員会、常任委員会で優劣はないということでございます。むしろ、常任委員会での調査研究、そういった成果を生かして、広く議論ができるのではないかと。

そういうことで、特別委員会は設置すべきだという会派の意見でございます。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、無所属クラブ。すみません、ネクストみやこです。

○9番（橋本久夫君） はい、ネクストみやこです。

まず、①の特別委員会の設置については、会派においては、委員会中心主義という観点から、各委員会でこれまでどおりの十分な議論をするという前提のもとで、特に設置については必要がないということでございます。

意見の集約に問題がなかったっていう点ではございますけれども、特に問題はなかったのではないかっていうことでございます。

それから、優位性の検討について、特別委員会を設置したほうがいいかどうかっていう問題でございますが、これもこれまでどおり、従来どおり、委員会中心主義とした中での十分な議論協議をしていくことで、そういった内容については、議論ができるっていうことで、このことについても優位性の問題は、そうは言えないということで結論でございます。以上でございます。

○議長（古館章秀君） 次に、尽政クラブ。

佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） 特別委員会の設置についてですけれども、会派で検討し、まず計画案を策定することが目的なのか、また計画案を反映させるのが目的なのか、また設置についてどう考えるのかということを議論した結果、この通り書いてあるとおり各3常任委員会で議論・協議すれば、必要はないのではないかと。

まず、政策等についても我々がかかわるのでなく、当局の提案・修正や提言を加えるだけであれば、特別委員会の設置が必要はないのではないかという結論に達しました。

それから、優位性の問題につきましては上で話したとおり、特に設置の必要はないと思います。それで合同で3常任委員会合同でできるのではないかと考えております。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、新風クラブ。

竹花議員。

○15番（竹花邦彦） 特別委員会の設置だけでいいんですね、とりあえずは、はい。

それでは新風クラブの竹花です。お手元の資料に沿って、簡単に説明をしたいというふうに思います。

特別委員会設置にかかわる、従来の手法の課題でございますが、私ども会派では常任委員会中心主義については当然理解をいたしますが、ただ、常任委員会の議論では、それを所管する常任委員会でかかわる議論・検討に限定がされるということになりますので、それらを持ち寄って議会全体としての合意形成、議論につきましては、これまでどおり合同常任委員会での意見集約がされるということになるわけです。

ただ、合同常任委員会での議論、合意形成、ある意味では本当に、これまでいろんな場で経験済みというふうに思いますが、やっぱり時間が合意形成を図る充分な、合意形成にはそれなりの時間がかかるまいりますので、そういう意味では合意形成を得るために十分な時間が確保できるかどうか。そういうところが一つの課題になってるのではないかというふうに思います。

それに伴って、優位性の検討、特別委員会設置をしたほうがどうなのかということではありますが、私どもとすれば、既に今回の問題については、特別委員会設置については、時間的・時期的にもう時期が過ぎている、そ

ういう問題意識は持っております。

ただ、この検討項目の中で、特別委員会設置についての優位性の検討ということありますので、既に今回の場合については、特別委員会設置は困難だという認識は持っておりますけれども、私どもとすれば、今後考えていく上で、やっぱり特別委員会設置のほうが常任委員会の所管にとらわれない、幅広い課題での議論ができるんではないか。それに基づいて当然、議員間の問題認識の共有化が図られる、そういう点で課題の整理と、オール議会としての合意形成のためには、特別委員会設置のほうがいいのではないかと。このように考えたところでございます。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に共産、田中議員。

○20番（田中尚議員） はい。

皆さんの手元で意見を表明しているとおりでございまして、それ以上のものでもないと言いますと、なにか木で鼻をつまんだような感じになりますが、若干、先ほど竹花委員の発言の中にも触れられておりましたけれども、この特別委員会の理解っていう部分からいきますとですね、これはそもそも論から言つたらですね、例えば常任委員会との優位性を比較検討にすること自体が、いかがなものかと。

現に宮古市議会は、東日本大震災のとき、それから三陸鉄道の望月社長が鉄道を断固として守るという時に、宮古市議会も特別委員会を設置をしまして、直接JR東日本に交渉したりとかですね、そういう経過もありましたので、この点ではやっぱり議会のいわばその権能・機能として考えた場合に二つあると思いますが、つまり議決機能を重視をすればっていう問題が一つ。もう一つは、市民の声を取り上げて、例えば一般質問だとか、さまざまな部課に対する要望も含めた政策反映機能。我々にそういう二つの、いわば仕事の役割が求められていると思っておりますので、そもそも論で考えると、この特別委員会の設置に関して言いますと、この政策反映ということではですね、経験を積んできている部分ですよと。

なおかつ当局のほうではカバーし切れない部分を、議会が突出して出ていくことによって、ある意味で市が期待するような成果も生まれるということもありますので、そういった部分からするとですね、私はこういうふうな形の私どもの会派とすれば、検討をさせていただいたと。まず、予算特別委員会の設置についてということについては、この問題に関して言いますと、時期を逸している、失しているということが1番の理由であります。

その上でそもそもどうかということになりますと、これはもう議会基本条例をご覧いただいてもわかりますし、そもそも地方自治法を見ても、そもそも議論すること自体がナンセンスということをあえて申し上げたいと思います。それに照らしまして、この宮古市の議会基本条例、常任委員会中心主義の活動がやっぱりどう総括されているのかということもあわせて、これは議運の課題ではなかろうかなと思っているのが1に関して言える部分であります。

二つ目は、これは回答の必要なしと言ってってしておりますので、改めてきょう、こういう全員協議会の場ですので、設問に対する回答はどうかということになりますと、これはマルであります。

○議長（古館章秀君） 各会派からの説明が終わりました。

それではこの件についてここから自由討議したいと思います。説明についての御質問や議会の方針についての御意見ございませんでしょうか。

松本議員。

○17番（松本尚美議員） はい。

それぞれ会派で、検討されたのが示されていますけれども、まずは公明さんにちょっとお尋ねしたいんですけれども、取り上げるような問題はなかったと。特別委員会ですね、これは通常の場合と、先ほど来ちょっと触れている方もいらっしゃいますけれども、復興に関することとか、議会にかかわるですね、定数に関する事とか、幾つかのテーマでもって特別委員会を設置してきてるわけですね。

今回はこれが総合計画に絡むからっていうことなんでしょうけれども、取り上げるような問題はなかったっていうのはそういった意識なんだけども、これでいいのかなっていう思いがあるんだけども、その辺はどのよう在我々は理解したほうがいいですか。

○議長（古館章秀君） 小島議員。

○5番（小島直也君） はい。

私の考えて総合計画の中に示されている問題に関しては、あえて議会と市当局とのやりとりの発展していくような、大きな問題はなかったんじゃないかなと思って、このように書いたんですけども。

○17番（松本尚美議員） 私は認識がね、ちょっと違うのかもしれませんけども。

定住対策の特別委員会の設置もですね、やはり総合計画の中には当然全て特別委員会でチェック、政策提言をしたわけじゃないんですけども、やっぱり含まれてるわけですよね。

だから、総合計画だけを取り上げる意味ではなくて、やはり全体的に公明さんだけではないんでしょうけれども、政策提言を議会がどう市当局、またこの総合計画にですね、それぞれの個別計画もありますけれども、そこにどう反映していくかっていうこともあります、私は大事なポイントじゃないのかなというふうに思っています。

ですから、通常の場合のですね、総合計画とはちょっと切り離してですね、通常の場合の特別委員会の設置のあり方、それから今回、この総合計画に対するですね、特別委員会の設置の考え方っていうのは、基本的には私はイコールだと思ってます。

ただ、その時期を失しているっていうのは、時間的余裕がないっていうのはそれは理解はできますね。これを今から特別委員会を設置してですね、個別にそれぞれの所管の部分、所管外の部分をですね、チェックしてですね、そして政策、場合によっては修正とかですねそういうこともありうるのかもしれませんけれども、それをやる時間的余裕がないというのはその通りなんで。

ただ、今回意見を求められますけども、今後先どうするかっていうこともありますね、やっぱり過去のことをしっかりと押さえて、踏まえて、これからどう議会が改革の一環で今まで進んできてるわけですけれども、どうすればいいのかっていうことをですね、やっぱりしっかりと考えていく必要があるんじゃないのかな。

だから、質疑ということですから聞きたいんですけども、公明さんにはわかりましたけれども、ネクストさんの分もそうですね。経緯が不明だとか、特に問題・課題はないっていうこういった認識、私はちょっとなかなか、本当なのかな。そういう認識がない、課題もない、何もないんだよっていうこと自体が、私は問題じゃないかなと思うんですけど、そういう認識は本当ですか。

○議長（古館章秀君） 橋本議員。

○9番（橋本久夫君） これはあくまでも特別委員会の設置についてという項目についての回答でありますので、松本委員がおっしゃってる問題意識については当然、今までかかわってきてやってきているんで、あくまでも特別委員会を総合計画についての、経緯については、なかなか10年以上前の話だったんで、私たちの会派とすればその経験者もいなかつたんで、そういう回答としての答えを書いたつもりでございますんで、今松本委員がおっしゃってる問題意識については、当然皆さんのが持ってる中で、これはあくまでもこの設問に関する回答

についてということで、こういう表記をさせていただいたんで、ちょっとその辺は誤解はしていただかなければいいと思いますんで、よろしくお願ひします。

○議長（古館章秀君） そのほかに。熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） はい。

私もちょっと勉強不足のところがあったんですけども、ただいま、各会派からの御意見を聞いて時期が過ぎているとかね、もう遅いとかいろいろな御意見を聞きながら、私自身も特別委員会っていうもののイメージを、総合計画が当局から出される前に、何年もかけて、議会としての地域経営の方針なりあり方を議会として原案に近いようなものを提出するという特別委員会なのかなというイメージを持ってて、今ごろその議論なんかということをもって、ちょっと遅いし、原案の提出権は執行部にあるんじゃないだろうかと私自身は思っていたので、議運のときも会派の議論のときにも特別委員会、今から必要ないんじゃないのというような、趣旨で私も意見を言いました。

ただ、私自身が勉強不足だったんですけども、それからいろいろ特別委員会についてちょっと自分なりに勉強してみたら、議案提出前に、原案の参考になるための特別委員会という、市町村もありますけれども、そうではなくって、議案の審査のための特別委員会を設置すると。要するにあの特別委員会ですね、それを、議案が出されたあと、これから議決事項にするかどうか議論するわけですけれども、議決事項にするとなれば、出された原案に対して、議員の間で議論しなきやいけないわけですけれども、それが特別委員会の形であれば、各委員会ごとの議論よりも深まるのではないかなど、私自身ちょっと提案が出された後の特別委員会というイメージを今まで持つてなかったものですから、ちょっと本読んで勉強して、そういう形の特別委員会を会津若松市が提案してたものですから、そういう意味の特別委員会であれば、賛成するというか、いいなと思いましたし、時期を失したという議論もそれは別に提案された後のことですので、ちょっと審査のために事前の勉強は必要かもしれませんけれども、そういうあり方だったら、議運でもね、会派の議論でも必要ないよねと思つてたんですけども、そういう特別委員会であれば、可能性ありなのかなと今は思っています。

私が勉強不足だったなというのは反省しているわけですけれども、皆さんおっしゃってる特別委員会あるいは提案された特別委員会というのは、どっちのことなんだろうなと素朴に疑問思いまして、例えばその原案を提案するというところまでの事前の特別委員会であれば、私はやはりそこは執行部の権限に入るのではないかという気がしておりますし、提案後の審査に議論を尽くすという意味の特別委員会であれば、今からですけれども、合同委員会よりも議論しやすいのかなというふうに思っているところです。

そもそもここで議論している特別委員会というのは、計画案を作成する目的の委員会なのか、審査する委員会なのか、そこを私がきちんと把握しないまま、これまで必要あるとかないとか考えてたなあと反省を込めてみんな皆さんにお聞きしますが、今議論してるのはどっちなのでしょうか。

○議長（古館章秀君） はい。松本議員。

○17番（松本尚美議員） 過去の話になるとあれなんですけど、申しわけないんですけども。

今ある計画を制定するときにですね、作るときの段階では、当局はですね、市民向けももちろんなんですが、このパブリックコメントっていうか、事前にですね、この案でいきたいっていう、この内容について、案でいかがでしょうか、場合によっては修正意見、そういうものを受けますよっていう流れの中でやってたんですね、当然議決事件でないもんですから。

ですから市民ともちろん参画と協働、参画っていう部分で当局が練り上げてきて、そして成案になってしま

ってからでは、なかなかこれが意見反映も難しいでしょうと。修正も当然ですけれども、それで一旦事前に議会が預かりましょうよと。そして、所管ごとにそれぞれ振り分けてですね、そして、計画の内容をチェックしてくださいよっていうことに、今までではしていました。ただ残念ながらその字句の修正であるとか言い言い回しとかですね、そういう範囲の中で終わってしまっていたんですね。数字の問題とかですね、そういったものも含めてなんですが。

そういう中で範囲がすごく限定されているということだったんで、じゃあ今後どうするかっていう流れの中で、もっとしっかりと事前にですね、議会も計画の詳細、細かいところまで100%できませんけれども、限りなく議会もその政策提言をどう反映していくかっていう流れをやっぱり作っていく必要があるんじゃないかということで、今現在に至っているということで、私は理解しています。

○議長（古館章秀君） 竹花委員。

○15番（竹花邦彦君） 熊坂委員の問題意識を私もよくわかります。二つ方法があると思うんですね、おっしゃったように、議会として総合計画、いわば議会自身が策定をしていく方向を目指すのかどうなのか。ただこれについては、時期的なものでも要するに一年以上前にしっかりとつくって作業をしなければならないわけですよね。現に、そういう議会もあるわけです。全国的には議会自身が総合計画を策定をしていこうというところに、あとは、当局とのすり合わせ等も出てまいりますが、当然そういう特別委員会設置の方向はありますというふうに思います。

ただ今回については、そういう意見は全く宮古市議会の中にはありませんでしたし、今年度に入ってからの議論ですから、かなりそれは現実的には、議会自身が特別委員会等設置をして、基本計画自体を策定をしていこうということは難しいだろうし、もう時期的には困難だと。やるとすればこれはもう1年前、2年前からそういう作業しながらですね、どういう方向で策定をするのか、もちろんこれは議会の政策形成能力も問われていくですから、かなりしんどい作業にはなるだろうというふうに思います。したがってそういう方向性はありますということあります。

しかし、今、松本委員のほうからもおっしゃったように、この間の議会の議論は、当局が作った原案に対して意見反映をしていこうじゃないかという方向性だったというふうに思います。したがって、私どもとすれば、時期的な問題ありますけれども、その部分は常任委員会中心で、それぞれ所管の常任委員会で議論するよりは、やっぱり重要な計画策定ですから、議員がやっぱり住民目線で今までさまざまかかわってきた中で、こういう視点でやっぱり計画をつくるべきだと。それぞれの個々の議員が持っている問題認識も含めてですね、やっぱり十分に議論をしてできるだけ計画に意見反映をしていこうとすれば、そういう議論が必要だろうと。それは本当に委員会中心主義でできていくのだろうかと。これまでさまざまいろんな場面で委員会を中心に議論をして、合同常任委員会で議論した。しかしさまざまやっぱり合同常任委員会になりますと、この委員会の考え方はどうなのだと、この間もありますよね。そういう中で結果的に、時間が本当に十分に確保できているだろうか。十分な合意形成が本当にできていたらうか。

この基本計画自体は、やっぱり議会としてのやっぱり合意形成が十分に問われ得る問題ですから、そういう意味では私どものほうとすれば、議員全員による特別委員会設置のほうがより議論が深められるし、議員間の合意形成が図られるんではないかと、こういう考え方方に立っているというふうに思いますので、熊坂委員おっしゃったようにどっちなんだ、それは二つあり得ると。しかし今回私どもの議会とすれば、その当局に対する意見反映をしていこうという方向で議論をされてきたというふうに思っているということだけ申し上げます。

○議長（古館章秀君） 田中議員。

○20番（田中尚君） はい。

まず最初にですね、前回の全協でも私は発言した記憶あるんですが、言いだしちゃは私だということで発言した記憶あるわけありますけども、問題は議運の対応であります。結論として特別委員会設置の目的や経緯が不明だと。不明だったら聞けばいいじゃないかというふうにその時、私言ったわけでありますが、残念ながらそういう会議の場は保障されませんでした。私はむしろこっちのほうがね、問題だということをあえて指摘をしたいと。そのことに対する橋本委員長のお答えは、全く私の問題意識に触れてない。いろいろお話をしておりましたけども、何ら中身がない。答弁になってない、そういう発言だったっていう記憶をしております。したがって、その流れの中でのきょうのね、会議というのがある意味では悩ましい部分があるなと思っております。これが一つ。

もう一つは熊坂議員から出ました、非常に真摯な発言と質問がありましたので、この点については竹花議員からの回答がありますけれども、あえてどっちですかって聞かれますと、これはもう言うまでもなく原案の提出を目指したものではありません。やっぱり当局のいわば作業に意見反映していこうということの、いわば政策提案機能ということで考えておりましたので、それらこれらも含めますと、こういう認識に至るまでにですね、余りにも時間がかかり過ぎていると。私を呼んで、議運で聞いてもらえば、済んだ話だということを改めて発言したいと思います。

○議長（古館章秀君） 松本議員。

○17番（松本尚美議員） すいません、あと1点説明っていうか抜けていた部分がございますが、私も議運で対応させていただいたときもありますけれども、一つにはこの計画を執行していく、そして毎年度の予算決算、これをやるわけですけれども、やはり1500とも言われる事務事業をですね、100%評価といいますか、ピックアップしてやることは難しいんですけども、次に何て言いますか、次期ローリングもありますけども、前期・後期というのもありますし、3年に1回の実施計画っていいますかね、そういった部分のローリングありますけれども、やっぱり事務事業評価をしっかりと議会もやっていく必要があるんじゃないかな、そういった積み上げたうえでの、やはり次期計画のですね、意見反映でないかという認識で事務事業評価をということは、議運でも捉えてっていりますか、ピックアップして研修もしましたし、どうするかっていう議論もした経緯がありますけれども、そこがちょっと止まっているっていうことをつけ加えたいと思います。

○議長（古館章秀君） 田中議員。

○20番（田中尚君） もう一つ私のほうから指摘をさせていただきたい部分があるんですが、それは今のどなたか発言の中で触っていましたけれども、宮古市が原案を用意する過程においてですね、宮古市は自治基本条例を制定しております。その上で住民との参画と協働をうたっております。

ここから何が出ているかといいますと、市民検討委員会っていう、言わば議会をはね超えて、はね超えてつて表現はよくないですけども、議会とはまた別個に直接市民の皆さんを反映させるための舞台は市民検討委員会になっている。そういう意味では、私はある職員から言われたんです、「よく共産党さん賛成しましたね」と。当時は熊坂さん市長でしたけれども。「この宮古市自治基本条例というのは、これは直接民主主義を目指したものですよ。間接民主主義でその言わば機能・役割を担う議会が、よく賛成したがね」ということを、後に言ってくる優秀な職員もいました。これも一理あるなと思っているところであります。したがって今は、その後に私たちも議会基本条例をつくりました。

我々議会が目指しているのは、常任委員会中心主義ということを目指しておりますので、加えてその中で会派がどういうやつぱり機能と役割を果たしていかなければならないのか。これは今はやっぱり試行の段階にあるのかなと思っておりますので、議長におかれましてはそういうふうなことも踏まえて、ぜひ議会が本来の市民の負託にこたえてしっかりと機能が果たせるようにですね、お導きをお願いしたいと。以上です。

○議長（古館章秀君） 熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） はい。

わかってなかつたのは私だけだったみたいで、皆さんには、その原案まで協議する特別委員会ではないと、提案された議案に対して修正あるいは議決も含めてでしょうか、議論する特別委員会の議論をしていたのだということの説明が皆様からございました。

私は全く勘違いをしていたみたいだったので、不明だったら聞けばいいと田中議員おっしゃいましたけれど、私の中では全く明白にこの重要な総合計画に対して、議会がその案からね、案から考えるというのは、非常に先進的な提案だなあと思って。でも、今の宮古市、時期的にもあるいはその首長の権限もちょっと越権するんじゃないかなと思って、そこまでの総合特別委員会は要らないでしょうと、議運でも私発言してしまいました。だから、私の中では不明でも何でもなくって、思い込みがね、そういう特別委員会の議論をしているのだという思い込みがございまして、反省しております。質問もしませんでした。

そこで、そうじゃないよと。議案に対して修正あるいは議論をする特別委員会の議論ですよということを今、100%理解いたしましたので、そうであれば、まあ時期を失しているというお話もございましたけれども、これから何とでも挽回できると思います。今、策定途中だと思いますし。

私もそれであれば、議決事項になった場合ですけれども、議論しなければいけない時に、3合同委員会の形よりは、予算委員会のような形で特別委員会のような形ですね、のほうが議論はしやすいなど個人的には思っておりますので、議案に対する修正も含めた議論をするための特別委員会であれば、私は…

○議長（古館章秀君） 熊坂議員。会派での話と違いますので、その辺は考えながら質問していただきたいと思います。

○7番（熊坂伸子君） 先ほどの会派の時も、私の頭の中で提案もする特別委員会というイメージで反対ですと意見表明しておりました。全く自分の勉強不足を恥じております。すいませんでした。

○議長（古館章秀君） そのほかにございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（古館章秀君） ほかになれば、この件についてはこれで終わりたいと思います。この件につきましては、意見がまとまらないという判断をせざるを得ないということから、特別委員会の設置はしない方向でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[発言者なし]

○議長（古館章秀君） はい。異議なしといたします。

次に、基本計画を議決事件とすることについての協議を行いたいと思います。この件についても、各会派からの説明、自由討議の順で進行していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、公明会派からお願ひいたします。

○5番（小島直也君） はい。

私の考えを短い文章で書かせていただきました。ちょっと、何に関しても消極的と捉えられるかもしれません

んけれども、このように意見として上げております。真面目にチェックする姿勢が足りなかつたかもしれません。でも、今後頑張つてまいりますが、このとおり本当に消極的な点、先ほど熊坂委員がいろいろとおっしゃいましたが、私はそれ以上にまだまだ勉強不足で、わかつてないことがいっぱいだったと思います。

○議長（古館章秀君） 小嶋議員。大変恐縮ですが、1項目ごとにお願いしたいと思います。

○5番（小島直也君） では、基本計画を議決事件とすることについての1番目、従来手法の点検についてことで、今まで議員の活発な意見は、市当局に届いてると思いますので、私はマイナス、不十分な点はあったとは感じずおります。

その下の議員活動への影響としては、懸念されないわけではないが、議員が発言力を失うほうが問題ととらえるべきと思うっていうことは、発言力を、発言力あっての議員だということを、私は常々思ってるんですけれども、そうだとしても問題は一人一人の議員が、どのことを問題視するかっていうのは、個人それぞれなことがあると思いますので、議員が発言を遠慮するっていうことのほうが問題と私は考えました。で、このように書きましたけども。

当事者化への懸念。議員の責任が重くなるっていう、これは、どのような制度であろうとも、議員は市民から負託された自分の議員としての責務を全うするべきと思ってこのように書きましたし、1番下の根拠条例の問題。この、条例改正に踏み込まなくても、今までやつていけるんではないか、今のままの条例に従つてやつていけるのではないかっていう考え方を持っております。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、復興を考える会、高橋委員。

○12番（高橋秀正君） はい。

従来手法の点検。議会の意思の反映が不十分であったと思います。総合計画がつくり上げたもので、作成の段階では、それはされていると認識をいたします。全協の場で協議すればいい、そうでねえな。不十分な点はない、ということあります。

議員活動への影響。議員の発言等に影響や縛りが出てくるのではないかということなんですが、特別委員会をつくつて議決事項にしてしまうと議会は、基本計画に沿つた動きしかできなくなるのではないかと。自由な議論の場のためにも影響があると思うということあります。

それから次に当事者化への懸念。十分にあり得ると思っております。

根拠条例の問題点なんですが、現状のままでは解決は難しいと思う。時間をかけて議論の場が必要ではないのかということあります。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、無所属クラブ長門議員。

○14番（長門議員） はい。

基本計画を議決事件とすべきかどうかについては、結論的には私のほうの会派では、基本計額は議決事件とすべきだということでございます。

まず最初に従来手法の点検、議会の意思の反映に不十分な点があつたかどうかと、不十分な点はあつたということでございます。それは、これまで、意見集約なり、あるいは合意形成はしておりません。一つの、一議員の意見として、取り扱つてきたのではないかなど。そういうふうに思つております。

それから次の議員活動への影響ですが、この影響はないと考えられないということでございます。というの私たちは、毎年度の予算なり決算、これは認定をしておるわけでございますが、これはやはり基本計画に基づいて提案されている予算なり決算でございますので、当然、基本計画を議決事項にするというのは、むしろ自

然でないかなと。そういう会派の意見でございました。

それから、次の当事者化への懸念ですけども、2元代表制という制度でございますので、当然、議会の責任は重くなると、これは当然のことであると。議会は監視をしたり、あるいは牽制・チェックを入れることが基本的な責務であるということから基本計画は議決事項にすべきだということでございます。

それから最後の根拠条例の問題ですけども、これについては確かに、自治法が改正になってこの部分は削除されておりますが、地方自治法の精神っていうのは、変わらない、変わっていないと。むしろ地方分権時代であることから、自治体の自己決定・自己責任それにおいて措置すべきであると。そういう自治法の精神だろうと思っております。そういうことでございますが、これは当然、自治基本条例の改正をしていく必要が出てくるわけでございますけども、ただ自治基本条例は、市の最高規範ということでございますので、この件についてはやはり当局とのすり合わせっていいですか、協議が必要になるのではないかと、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（古館章秀君） 次に、ネクストみやこ。

橋本議員。

○9番（橋本久夫君） 私どもの結論でございますが、従来手法の点検については、一応サンカクをつけております。これについては、基本的には基本計画に反映する余地、不十分な点もあったもしくはなかったっていう両論でありますけれども、いずれ基本計画っていう部分での、我々会派として何いうんですか、10年前になるのか、数年前になるのかわかりませんが、なかなか計画を反映する時間的なものはなかったっていう形での意見でございますので、議会の意思の反映にする余地がなかったっていう点での、これは書き方でございます。

それから議員活動への影響についてですが、これについては全協でもいろいろ発言あったように、私どもの会派の中でも両論がございました。基本的には議会が言ったことに対して、市当局からいろいろこう言われた場合の問題はどうなのかなっていうことも含めてですね、いろいろ議論したわけですが、いずれ結論としては、両論の中で私どもは影響ということでは書かせていただきました。いずれ議会がかからないっていうことではなく、それなりに議論する場があるっていうことで理解をしていきたいなと思っております。

そのために基本計画を議決事項にすると、当然重くなると考えて、そのために議論をしながら、責任を受けとめながら議論をしていくっていうことでございます。ですので私どもの基本的な考え方は、基本計画を議決事件にするっていう前提の中で話し合ってきました。そのために、根拠条例の問題としては、やはり自治基本条例を前提に改正をいろいろ当局と協議してやっていくべきではないのかなっていうことで、そういう結論でございます。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、尽政クラブ。

佐々木委員。

○8番（佐々木清明君） えっとですね、基本計画を議決事件とすることについてですけれども、総合計画については、10年間という長期の中で、宮古市の将来を展望し、基本的理念や宮古市の理想像を描くものであり、市民や議会、市長、職員の意思を反映させたものが私は総合計画ではないかと考え、これを議決すべきではないかなという話し合いをいたしました。市長だけがやっぱり、宮古市の将来の自治体の運営を決めるのではなく、市民や議会も関わることで、よりよい計画につくり上げるのが総合計画であると思います。

それで今までの手法については、基本計画をチェックするだけで、議会の意思があまり反映されていなかつたのではないかなど感じております。議決事件とすることで、議会も責任を持って当局に意見や修正提案し、

今まで以上に精度を高めた基本計画になるのではないかと仁政クラブでは考えます。

それから議員活動への影響につきましては、今まで以上により責任のある発言ができるのではないかと、また議員の資質の向上にもつながるのではないかと考えます。

それから当事者化の懸念につきましては、責任が重いとか軽いとか、従来通りだとかという問題ではないと思います。私は常にもう議員になった以上は、責任が重いものと考えております。

それから、根拠条例の問題については、議会発議ができるのではないかと思いますが、やっぱり各市町村の先行事例等を参考にすべきではないかなと考えております。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に新風クラブ

○15番（竹花邦彦君） それでは私のほうから検討項目に従って報告をしたいと思います。

基本計画を議決事項とすることについて、一つは従来手法の点検についてありますけれども。先ほど特別委員会の設置でも議論がありましたとおり、熊坂委員のほうからも特別委員会設置の目的等について、いろいろ意見がありました。私どもとすれば、前回の総合計画策定時において、議会としてどう関与するのか。先の議論を含めてですね、やっぱりこういった関与にかかわる議論が不十分だったのではないか。そういう点があつたのではないかというふうに認識をいたしております。したがって議会として、先ほどの繰り返しになりますが、計画策定に踏み込んでいくのか、あるいは意見反映というところにいくのかという点も含めてですね、やっぱりこういったところに一つはどうだったのかというところは指摘をしておきたいというふうに思います。

そうは言っても、今回先ほど申し上げましたように、今回策定については議会の関与の方法として、意見反映をしていきましょうという方向になっているわけですから、私どもとすれば、そうした関与の方向性に合うとすれば、特に議会として当局原案に対して意見修正・意見反映をしていくという立場に立つであれば、特に議決事項にこだわる必要はないのではないかというふうに考えております。

次の議員活動への影響ですが、前回の全協でもお話し申し上げましたが、私どもは議決事項とすることによってですね、議員としての発言等にやっぱり縛りが出てくることを、一つは懸念もいたしております。当然、議決の際の賛否の議論は当然出てくるだろうというふうに思いますけれども、それを踏まえて議会が議決をすることは、当然、議決は重いというものでありますし、尊重されるべきということは言うまでもありません。だからこそ十分な議論と、それから合意形成が図られるべきだと。これは前提でありますけれども、そういうことも含めて、懸念点も含めて、私どもは意見反映を基本とするということで関与していくとすれば、議決事項について特にこだわる必要はないんではないかというふうに思っております。

当事者化への懸念については、議員活動への影響とかりますので、当然これは議員にも議会にも説明責任と、議決をするという責任は、当然かかわってくるということは申し上げておきたいというふうに思います。

根拠条例の問題でございます。仮に議決事項とした場合に、法的な裏づけ、条例をどうするのかということあります。御承知のように今、宮古市の自治基本条例で基本構想を議決事項とするということになっているわけです。従って基本構想から基本計画も議決事項にするということになるとすれば、当然、私どもは自治基本条例への改正は避けられない、このように思っております。14条を基本構想から、当然基本計画を議決事項にする。当然それはそういった意味で、特に自治基本条例はご案内のように宮古市の最上位の条例ですから、他の条例よりも優先をすることになるわけですから、当然そういった意味も含めて、仮に議決事項とする場合は自治基本条例改正をしなきゃならないし、そうすべきだというふうに思っております。

ただ、いわば議会発議でやろうではないかという意見もこの間あったわけであります、自治基本条例につ

いてはご案内のように、まちづくりの基本原則を明らかにして、市民から議会及び市の執行機関、この責務あるいは市政運営の原則を定めたものでありますから、議会だけのいわばっていう形にはならないわけですね。そういう意味では、条例改正については当然、議会だけではなくて市民や市当局との合意形成が必要になるというふうに基本的に私どもは理解をいたしております。

同時に自治基本条例の23条だったというふうに思いますが、この自治基本条例の定期的な見直しをする組織、検証あるいは見直しをする組織として、ここに記載をしてますように、市民自治推進委員会が設置をされていくわけです。したがって、この市民自治推進委員会での検討も、私は当然、議決事項の条例改正でありますから、当然そういった点も手続として、必要になってくるんではないかというふうに理解をいたしております。

そういう意味では、議会だけの合意形成、議会発議というところについては、私どもは議会発議による条例改正というのは問題がある。当然これについては、市民、あるいは市当局との合意形成、あるいは市民自治推進委員会でのですね、議論。こういった手續が必要になるべきというふうに考えますので、議会発議、議会だけの発議ということについては、当然、問題があるというふうに考えております。以上です。

○議長（古館章秀君） 次に、日本共産党、田中議員。

○20番（田中尚君） はい。

議長から発言を求められましたので、あえて発言をさせていただきます。まず1番目、この問題につきましては、最初の第1回目の発言で述べさせていただきましたように、結論から言いますと、この議決権とすることについてはマルだという発言を冒頭にさせていただきました。そのことに伴って、四つのいわば設問をいたしております。

従来手法の検討という部分で不十分な点はあったかと。こういう質問いただきますとね、いやそれはもうないよというふうに言えないのが当たり前でありますが、通常考えたらば今問題なってるのはやっぱり議会の関与・機能を高めるという部分から受けとめているということは、補足をして説明をさせていただきます。

二つ目、議員活動への影響でありますけれども、この問題につきましては、いわば今の市当局の基本計画、あるいはさまざまな計画においてもですね、こういう文言が入っておりますし、さらには説明もいただいております、我々議会に。こういう計画を一旦決めるけれども、その時々の社会情勢や財政事情を考慮して変更することはあると。これ当たり前のことなんですよ。そういう意味からしますと、これはもう初めから計画を決めてもですね、訂正・変更は予定されていることありますので、私はそういった意味からすると議員の発言には影響は及ばないというのが私どもの意見になります。

当事者化の懸念についてであります、これはですね、議会は議決をすることによって当事者責任が問われるわけであります、そういう意味ではこういう設問はちょっと不適切かなと感じているところであります。

根拠条例の問題につきましては、これはですね、法の趣旨をよく研究をして他市の例を参考に具体化すべき。その具体化の中に、先ほど竹花議員のほうからの発言もありましたし、さまざまな可能性っていう部分ですね、やっぱりアプローチ、具体化すべきだというふうに考えます。

○議長（古館章秀君） 各会派からの説明が終わりました。

それでは、ここから自由討議したいと思います。説明についての御質問や、議会の方針についての御意見はございませんでしょうか。

加藤議員。

○18番（加藤俊郎議員） 先ほどのネクストの代表、佐々木さんの説明にちょっと補足説明をしますが、ごめん

なさい、尽政クラブでした。すいません。

そういうことで、いろいろのなかでお話をさせていただきますが。議員発議でっていう意味は、これ、急にはっと議員発議を出すっていう意味ではなくて、当然これは自治基本条例に盛るとすれば、当然のこととして当局ともすり合わせが必要になることでしょうし、最終的に議員発議でっていう意味で、その間、議員発議するまでの間は、当然当局とのすり合わせ等々は当然のことだっていうふうな考え方ありますので、御理解お願ひしたいと思います。

○議長（古館章秀君） そのほかにございませんでしょうか。

この件につきましてもそれぞれ意見がありまして、やはりこの件については今回、議決案件としないという方向で今後取り組んで…はい、松本議員。

○17番（松本議員） そしたら今日の会議なんの意味があるのよ。これ配っただけでいいんじゃないの。

これ設問もおかしいというふうに思うんですよね。だから、議決事項は、議決案件にするかしないか、それが用意ドンのスタートなんだけども、最後には改正をどうするかっていうのが。改正するとすればこうだという意見、でも前段ではだめだっていう意見。

議会基本条例のですね、制定当初の委員会主導もそうだし、特別委員会の設置についてもそうなのかもしれません、基本的にはこういった会派でのね、議運での運営っていうのは、なかなかこれは委員会中心主義にならないねっていうのが反省点だったんですよ。ですから会派は、できる規定はありましたけれども、議運の構成自体も会派3人以上で1人とかっていう単位ではなくて、もう委員会から選出して、議会を運営していきましょうよっていうのは、基本的な考え方でこの議会基本条例がつくられているんです。

こんな会派云々の全協みたいな雰囲気ですけども、こういう運営してたらね、物は進まないですよこれ。やっぱり両論あるとかっていうのも確かにこなことかもしれませんが、やっぱりどつかで議運は限りなくね、確かにそのとおり、全賛成が原則であったと思うんですよ、でもこんなことやってたら議会改革なんて、1人でもですよ、1人会派もいるわけじよ。それは会派の意見だとして尊重される、違いがある、まとまらない。じゃあやめましょう、先送りしましょう。これじゃあ進まないですよ、議長。こんな運営していたらば。

○議長（古館章秀君） この件につきましても、皆さんに出した時点で、もし異議があつたらば議論していただきたいということ、これは前回の全員協議会の中での意見を踏まえて、本日皆さんから意見集約をしたわけでありますので、そういうことで、今、松本議員がお話した部分についても一理あります…

○17番（松本議員） 一理あるどころじゃないよ、こんなことやつたら延々と…

○議長（古館章秀君） そういうわけで前段で区切りをしたわけです。やっぱり意見は意見として出すのは出す、これは必要なわけですが、自分たちの意見、例えば、私の意見、誰の意見でもいいんですが、何らかの手法でまとめるべきやならないという前段が、前回の議会運営委員会、全協の中でのお話があって、本日皆さんから各会派の意見を聞いて、そして、取りまとめようということ。これが最終の進め方だというふうに私自身も判断いたしました。そういう中で、この手法の部分について問題があるんであれば、やはり、その時点では議論をしていただくと、定義していただくということを、そのことがなく今まで来たということは、この場でいいとか悪いとかっていう判断するには、私ども非常にこの場では大変です。

はい、田中議員。

○20番（田中尚君） 今、我々が議論している場合はですね、全員協議会です。我々が経験していない部分は、議会基本条例の中にありますけれども、合意形成の場っていう部分があるんですけども、それは現状ではですね、

より近いポジションにあるのは、きょうの全員協議会ではないのかなというふうに私は理解しております。

したがって、私どももちょっと回答の部分ではですね。必要なしという答えをして積極的な回答してなかつたんですが。しかしさつき発言してた体になっておりますので、七つの会派のうちいずれに我々含めてね、5つの会派が議決事項にすべきだというのは、きょうの全協の議論の到達点です。なおかつ、復興の会につきましても、これ時間が必要だっていうことで、議決事項にするべきだっていう考え方は、ここに読み取れるわけですよね、今するかどうかはさておいて。

そうしますと、明確に必要ないというふうにおっしゃっているのは、公明党さんの小島議員1人だけといつたら大変失礼になりますけども、公明党さんだけなんですよ。だとするならば、ここはやっぱり先ほど熊坂議員の発言もありました。与えられた質問に対してちょっとうつかりね、間違った認識で回答する場合もありますし、そこをある意味正すために、全員協議会の場を通じてですね、より共通の認識が持てて結論が出せたらば先送りする必要がなくなる。

私はそういうふうな可能性も秘めて、きょうの会議になってるのかなと思ったんですが。議長が簡単になかなか難しいようすというふうに言っちゃったからね、先ほどの松本議員の発言になったというふうに受けとめておりますので、であるならば私のまとめが、そうだとするならですね、ここは改めてもう一度小島議員ですね、意見を求めて、それから判断すべきだと思います。どんなことがあっても絶対反対だというふうなことになったとすればですよ、これは全会一致を原則にすれば、議長のまとめどおりにならざるを得ないいうことだと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（古館章秀君） 小島議員に対しての質問でございますが。

○5番（小島直也君） はい。

改正しなくともよいという判断で、私は1ヵ月前に提出しているわけですが、皆様の意見を聞きながらもつと勉強していきたいと思います。同調する余地はあるかと思いますけれども、はい。

○議長（古館章秀君） この件につきましては、いずれ、これからまた先延ばししてこの案件を進めていくという部分は、非常に難しい時間的余裕がないと思いますので、今後、この根拠条例の問題については、やはり、しっかりと時間をかけて検討していく必要があるのではないかとこのように思いますので。

今回はそういった意味で、特別委員会の案件につきましては、この根拠条例の問題は今後検討して、そしてしっかりと立ち向かって、次のときには対応してできるような仕組みにいくということで、今回はこの特別委員会での議決をするしないという部分については、しない方向でいかざるを得ないのかなとこのように思いますが、皆さんいかがでしょうか。

田中議員。

○20番（田中尚君） えっとね、これはもともと議運のほうから用意された、きょうの場であります。本来は議運で決定すべき中身であります。どういう議案にするのか、等々含めてですね、議会運営の権能は議会運営委員会にあるわけでありますから。きょうの全協の議論を踏まえて、それから小島議員の先ほどの発言含めてね、勉強不足だと勉強していきたいですと、否定はしませんという発言も出てるわけですから。

こつから先どうするかは、一つはやっぱりこの開発計画に関して言いますと、当局の出口もあらかじめ示されておりますので、それらも見ながら、きょうの議論を踏まえてどうするかは、議会運営委員会がそのためにあるわけですよ。議運で議論すべきです。

○議長（古館章秀君） それでは、この件につきましては議会運営委員会に一任でよろしいでしょうか。

○ 9番（橋本久夫君） ちょっとよろしいですか。

議運では前回、結論を出したつもりでいるんですが、いかがでしょうか。最終判断でした。

いや、議運はもう基本条例を議決事件にすると結論は出します。そうですね。ですからいろいろそれを皆さんにお示ししたとき、懸案する課題があったんで、その課題について今議論いただいてるっていう認識でいたわけです。それらをどうクリアするかです。

○議長（古館章秀君） 基本的にはそういうことでしたが、もう一度、皆さんで全協開いてくださいということでもやったわけですが、改めてもう一度この部分については、今後どうするのかっていう部分は、議会運営委員会で議論してほしいと。決定してほしい、一任していきたいという田中議員の意見でありましたので、それを含めて必要なのかなということですが。

竹花議員。

○ 15番（竹花邦彦君） この間の経過はね、橋本議運委員長がおっしゃったように、議会運営委員会としても一定の方向性を示して前回の議員全協になったわけです。

その全協の場でさまざまな意見があつて、いわば議長が引き取る形の中で、もう1回会派で意見を出して、だから私の受けとめはね、きょうの場で、結論の方向性はともかくとして、全体のきょうの合意形成を図って、議長が最終的な判断をすると、そういう場だというふうに私は受けとめております。だって議運がね、もう1回じゃあ結論ひっくり返すからって、それはできないわけですよ。議運は一定の議論をして方向性を示した。ただそれについて、それぞれ会派や議員個々がさまざまな意見があつて、合意形成ができなかつたって今日になつてるわけ。

議決案件についても私ども会派は、特にこだわる必要はないという方向性出して、それは懸念点も含めて申し上げたとおりであります。もし議決案件とすれば、根拠条例は自治基本条例にすべきだと。やるとすればですよ。ただ、議決事件にする事自体は我が会派は、あそこは特にこだわる必要はないという意見も申し上げておりますので、いずれにしてもまた、議運に差し戻して議運で議論しなさいって、これ議運でやっぱり困る話ですよ。また、前回の中身と変えてですね、方向性をじや何を議論したのだとかいう話になるわけですよ。だから、私はそういう意味では、議長がこういう合意形成を図る中で、一定の方向を示すべきだというふうに思います。

○議長（古館章秀君） 大変失礼いたしました。

竹花議員、田中議員からお話をありがとうございましたが、やはり、この案件については、再度の議運での協議はしないということです。

ただし、今後、この案件については、やはり課題の一つとして、しっかりと議運等で検討し、今後の申し送り事項なり何なりして、次の時までにはしっかりとそれらについては検討していくという方向でやるしかないのかなとこのように思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

田中議員。

○ 20番（田中尚君） 今議長がですね、我々にお諮りをしている中身については、基本計画について議決事項とすべきかどうかっていうことについての全協の議論を、今までやってきたわけであります。議運の委員会におかれましては、議決事項にすべきだという結論が出てるということであれば、先ほど竹花議員がまとめたように、きょうの全協の機会を踏まえて、それを酌み取るのは、議長あなたでしょっていうまとめがありましたっていうので、これは答えが出ていることなんです。

議運は結論も出てる、それから議長もきょうの全協の空気を踏まえて、あえてそのために全会一致を問題にした場合には、小島さんの意見がちょっとやっぱりひつかかるのかなということで、最後に、議長から小島議員の発言も求めてですね、それで先ほどあのような小島議員の発言がありましたので、ここからどう具体化するかは、議長と議運との協議の中で、協議、協議ですよ。そういう中でやっぱり私は、具体化を図るべきだと理解しております。

○議長（古館章秀君） この件については現時点では、私自身は、合意形成の最終結論を出すには厳しいのかなと。そういう意味で、今回の部分については、やはり今から自治基本条例の改正をするという、作業から見ると時間的な部分がないのかなと。議決するための仕組みをしていくためにはね。最初にそこから手をつけなきやなんないわけですので、この件については…

○17番（松本議員） 全協を踏まえてですよ、結論が見出せれば結論を出すと。その結論は議決案件にするとなれば、当然、改正することがくついてるわけですよ。今の議長のを聞けば、改正しないっていうことが前提での話になっちゃうじゃないですか。で、結論が出ないと、改正に余裕がないとなつたらば、きょうの結論は何なのっていう話になる、きょうの会議は。

○議長（古館章秀君） 今からやるとなつた場合に、この基本条例を改正していかなきゃなんないわけですよ。そうした場合に、時間的余裕があるのかって言ったときに…

○17番（松本議員） 議長の意見は、きょうは議決案件となつても字句改正するのに時間がかかるから、議決案件として扱わないっていうイコールに聞こえるじゃないですか。

○議長（古館章秀君） 小島議員も今から勉強していくと…小嶋議員もう一度確認したいんですが、勉強していくという意味は改正を前提としてですか。

○5番（小島直也君） はい。

先ほど申し上げたように、皆さんの意見を聞きながら勉強して同調する余地はあります、と私は答えましたが、そのとおりで、ここでやみくもに反対するわけでもありませんし、万が一反対したとしても皆さんの意見が多ければ、そのように向かっていくのではないかなども考えますが、はい。

○20番（田中尚君） 仮に今ですよ、松本議員も含めて、我々議会のほうが100%満足できる結論が、仮にできたとしても、それができるかどうかは、これはやっぱり、先ほど熊坂議員も述べられましたけども、いわば議案提出権を持つね、市当局のやっぱり腹になっちゃうわけですよ。

だけど、そこはやっぱり議会と執行部とちゃんと話し合う中で、議会はこういうふうな結論ですと、可能であればぜひ自治基本条例の改正に向けてどういう時間が必要なのか、スケジュールも含めてね、検討いただけませんかっていうまとめは可能なはずなんですよ。なるかならないかは別ですよ、それは。

○議長（古館章秀君） わかりました。

それでは、田中議員から明快な説明がありましたが、やはりこの件については、私と議会運営委員会に一任していただいて、今後の方向性を決め、皆さんに報告したいと思いますが、いかがでしょうか。

○20番（田中尚君） きょうまとめるのが困難だっていうね、その困難だっていう条件はなくなつたっていう意味で私発言しますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（古館章秀君） それでは、この件についてはそういうことで、今後取り組んでいきたいと思いますので、議会運営委員長よろしくお願ひいたします。

そのほか皆さんから何かございませんか。なければ事務局より、1件お知らせがあります。松橋次長。

○事務局次長（松橋かおる君） お疲れさまです。

第13回の議会報告会にかかる、議会からの市長へ意見を提出していました件について、市長からの回答がありましたので、皆さんのレターケースのほうに写しを入れておきましたので後でごらんいただきたいと思います。この回答はホームページのほうにも載せて公開したいと思いますので、後で皆さんごらんください。以上です。

○議長（古館章秀君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

閉 会

○議長（古館章秀君） なければこれをもって議員全員協議会を開会します。

大変ご苦労さまでした。

午前 11時29分 閉会

宮古市議会議長 古 館 章 秀